

# 加入資格確認用フローチャート

→ はい  
→ いいえ

スタート

1. その職員は共済契約者（経営者）に使用されていますか？

共済制度に登録していても限定的に契約対象外となっている施設もありますのでご注意ください。マニュアルP23参照  
(例)  
・平成18(28)年4月1日以降加入させない届出を提出した特定介護保険施設  
・平成18(28)年4月1日以降加入した被共済職員を部分解除した特定介護保険施設 等

共済契約者（経営者）に使用されていない職員は、加入できません。  
(例：人材派遣会社やグループ会社等から派遣・出向されている職員)

2. 契約対象施設に勤務していますか？  
※兼務の場合は、退職手当共済制度マニュアルP27の「職員の区別」または「兼務職員等の所属」でどの施設の職員となるかを確認してください。

3. 契約対象施設で働く職員の雇用形態は何ですか？

正規雇用  
(期間の定めなし)

正規雇用以外  
(期間の定めあり)

契約対象施設（※制度上登録済の施設）の業務をしていない職員は、加入できません。  
(例：退職共済制度に登録していない児童クラブの職員を保育所で加入させることはできません。)

4. 雇用契約書で定める労働時間は、正規職員の所定労働時間の3分の2以上となっていますか？  
(例：正規職員の所定労働時間が、週40時間の場合、3分の2とは、週26.66時間以上となります。)

正規職員の所定労働時間の3分の2未満の労働時間の職員は加入できません。

5. 雇用契約書で定める雇用期間は1年以上ありますか？

雇用期間1年以上  
例：R5.4.1～R6.3.31

雇用期間1年未満  
例：R5.4.1～R5.9.30

契約の更新により連続した雇用期間を通算し1年を経過するまで加入できません。

(契約更新1回目)

6. 採用（初回）の雇用期間（1年未満）満了後、契約を更新する場合、更新する雇用期間は1年以上ありますか？（※ただし労働時間は正規職員の所定労働時間の3分の2以上であること）

雇用期間1年以上  
例：R5.10.1～R6.9.30

雇用期間1年未満  
例：R5.10.1～R6.3.31

契約の更新により連続した雇用期間を通算し1年を経過するまで加入できません。

(契約更新2回目)

7. 1年未満の雇用契約の更新により連続した雇用期間を通算し採用（初回）から1年を経過しますか？（※ただし労働時間は正規職員の所定労働時間の3分の2以上であること）

雇用期間1年未満  
例：R6.4.1～R6.9.30

加入日  
R5.4.1

加入日  
R5.10.1

加入日  
R6.4.1

採用から1年を経過したら1年を経過した日で加入です

「加入資格ア」  
採用日（試用期間を含みます）で加入します

「加入資格イ」  
雇用期間1年以上の雇用契約の契約期間の初日で加入します

「加入資格ウ」  
最初の雇用契約（1年未満）の採用日（契約期間の初日）から1年を経過した日で加入します